

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03410

研究課題名(和文) 労働力減少を予期した就業支援事業全体の技術と法理マップの構築

研究課題名(英文) A construction of Legal technology and principle map for the entire employment support project in anticipation of a decrease in the labor force

研究代表者

紺屋 博昭 (KONYA, Hiroaki)

熊本大学・熊本創生推進機構・教授

研究者番号：30344584

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：「静的リニアイメージと動的クラスタマッピングの具体化」

日本型雇用システムモデル像を転換した非正規かつ属性多様化した労働者像のイメージ図あるいは同事象に対応するマップは、今後微調整を重ねて論稿として公表予定であるが、就業支援事業の課題は『雇用使用そして支援の3分離』であり『入口出口での労働者フレンドリー政策』である。そのための就業支援事業法理の当事者/ステークホルダーは4者関係を想定するものであり、これらを統合し権利義務を提示するのが新時代に要請される事業法=労働法モデルだ。出口義務付けは職業選択自由となお調整が必要なモデルであり、達成率インセンティブや未達ペナルティ等の技術も想定される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

労働力減少の次代を見据えて、雇用の持続維持と労働力の融通をゴールとする、連続プロセスとしての就業支援事業の技術と法理を、マップイメージモデルで考察した当研究は、参入援助 確保労働力の活用と開発 雇用管理の合理化 そして 労働力の移動・分配 といった概念から出発し、これらが連携・総合された労働市場法制/雇用政策法制の運用と、効果的かつ持続的な企業内外の労働力分配と配置を中核とした支援政策事業、さらに労働者の適正就業と配置の社会実現を目指すものであった。もちろん地方自治体レベルで実施可能となる事業構想スキームをも含む提示提案型の研究である。

研究成果の概要(英文)：Reification of static linear images and dynamic cluster mapping

An image of a non-regular and diversified worker who transformed the Japanese-style employment system model or a map corresponding to the same event will be published as an article with fine adjustments in the future. The issues are "three separations of employment use and support" and "worker-friendly policy at the entrance and exit". The parties / stakeholders of the employment support business doctrine for that purpose assume a four-party relationship, and it is the business law = labor law model that is required in the new era to integrate these and present the rights and obligations. Mandatory exit is a model that requires freedom of choice of occupation and adjustment, and techniques such as achievement rate incentives and unachieved penalties are also assumed.

研究分野：労働法

キーワード：労働市場 雇用対策法制 使用と雇用と支援の分離 地域属の雇用と労働

1. 研究開始当初の背景

雇用政策の法ないし労働市場の法に関する研究は、職業安定法および労働者派遣法の1999年改正の議論を契機に活性化し、その後は企業における日本型雇用システムの転換と外部労働市場における民活導入ないし市場化テストの文脈で先行研究が蓄積した(日本労働法学会編『講座 21世紀の労働法第2巻 労働市場の機構とルール』(有斐閣、2000年)、「シンポジウム 21世紀の労働法労働市場と労働法」『日本労働法学会誌』第97号(2001年)等)。その後は市場における労働者保護と個人支援の観点から雇用政策法原理を考察し、近時の労働政策を個別に検証する研究が行われている(「雇用政策法の基本原理」『日本労働法学会誌』第103号(2004年)、「特集労働市場における新しい課題」『季刊労働法』第211号(2005年)、「労働法におけるセーフティネットの再構築」『日本労働法学会誌』第111号(2008年)等)。地域再生の枠組みの中で、地域雇用政策として企業誘致や地場産業育成と雇用創出の関わりを現場理論的かつ実践的両アプローチで融合し分析する先行研究もある(東大社研、玄田・中村編『希望学』(1)-(4)(東京大学出版会、2009年等)。

これら先行研究の学術的関心と時代背景と、現代および将来に期待される学術的知見は異なる。雇用政策の法ないし労働市場の法は、現在そして将来、就業者人口＝労働力の減少と、既存あるいは新規労働力の開発活用を想定した就業マッチング、労働者の雇用保障、あるいは労働力の投入配置の弾力化等の具体策実現が期待される。さらに労働契約当事者のほか、雇用政策の監督者(労働市場の統制主体)や政策事業の実施担当者(いわゆる人材ビジネス企業)の機能役割を見据えた各当事者の統制具体策が要求されるだろう。

上記の視点のもと、準備研究として、外国人労働者、高齢者、それに若年無業者、大学生等を対象とする雇用政策の諸法が有効に機能するための当事者へのインセンティブ付与、助成、あるいはサンクション設定の法技術について、諸外国の法制度を対照させながら調査分析を進めたり、個別労働紛争の裁判例分析によって得られる雇用保障法理を、雇用政策法や労働市場法の事業法理へ反映できないか試論したのであるが、これら準備研究にて、

1) 地域雇用開発促進法等がもたらす地域雇用の短期かつ非正規性と、雇用契約の持続安定との不整合、

2) 国や地方自治体が進める就職支援の諸事業は、正規雇用向けの支援策であり、各地域の雇用実態と合致しないこと、

3) 雇用政策法/労働市場法制には、雇用創出、就業支援、雇用持続ないし定着、労働力の分配について総合の関連付けがなく、新たな雇用政策の立法構想と行政実務に途絶と支障を及ぼしていること、

4) 事業実施担当者の雇用法理の無理解による事業支障、

5) 企業内における雇用延長や職種転換と、外部支援の必要性、等の諸点が判明し、各地の自治体もこれらに困惑する実態を知った。

そこで上記1)-5)の諸点を、参入援助、確保労働力の活用と開発、雇用管理の合理化、そして労働力の移動分配という法理モデルと照らして検討し、「出口保証」すなわち就業実現と持続、企業内外の労働力の適正創出と配置を見据えた連続した就業支援事業の実効重要性を理解するに至り、現場自治体との調査交流や諸外国の先取技法を交えた、マップモデルの提示提案による事業実現の着想を得た。

2. 研究の目的

(1) 理論的検討から「基本構造の原理/法理と市場設計理念の探究」へ

参入援助、確保労働力の活用と開発、雇用管理の合理化、労働力の移動・分配は次代の就業支援事業法の内容を統合的に理解する4つの暫定法理モデルであり、マップモデル(連続直線型スケールモデルの他、クラスタ型の連続集合モデル形成とマップ化をイメージする)の主要部分となる。

理論的検討作業として、わが国における雇用対策法ほか労働市場法群の立法過程と行政事業施策の運用変遷を整理し、あるいは諸外国の雇用政策とその根拠となる制度諸規定から得られる知見を交えて、雇用創出と就業実現支援の制度機能役割を抽出・再確認し、上記モデルの構築を試みる。雇用関係の成立を奨励し、安定・持続させる支援・助成の法と、契約安定を意図する当事者規律の法を、より具体的には公法規制、裁判例法理、紛争処理ルール等を含めた私法的規律をこの仮モデルに交差させ、「就業支援事業法の理論基盤」を構築する。

(2) 現場の具体的調査から「実効的な支援完成の知見を、事業技術としての成果へ」

就業支援事業は、支援とともにゴールとしての就業実現と労働力の適正配置を完成させる必要がある。その実効化には雇用創出、就業支援、そして雇用安定の各種事業に取り組む実践現場の情報や知見を用いるのが近道である。

そこで当研究は雇用創出事業の具体的立案者、そして地方自治体の雇用創出セクションをはじめ、各地の雇用創出協議会、職業紹介事業者、職業訓練行政求人企業等への現場アプローチを手掛かりにして、雇用創出、就業支援、そして雇用安定に携わる支援者らの事業実態と当事者の行動態様を調査し、雇用機会の形成刺激と雇用関係の成立までを系列的に整理しつつ、上記モデルの具体化と有効化に関する一体性、連続性、協調・連携性の各点に注目した解明・分析を試みる。(期間内に自治体雇用創出事業へ知見を提示提案し、持続と適正配置のビジョンマップのもと、雇用対策事業の実施支援にあたる。)

3. 研究の方法

(1) 理論的検討の対象：モデル仮説と修正

国の雇用対策法や地域雇用開発促進法等、雇用創出に関する法制度を下部構造まで含めて調査分析を進める。立法過程分析や細部施行規定の参照を行ったのち、全国自治体が作成・提出した「地域雇用創出計画」と認定「自発雇用創造地域」の事業計画と中間評価を含めた最終成果の分析手掛かりとして、近時の雇用創出の契機と展開を、本来需要型、計画助成型、代替試行型といった分類を通じた、当事者への刺激・誘発、インセンティブ付与、助成の各相関を整理する。全国の地方自治体の緊急/臨時雇用プログラムについて同様の調査と整理分析を行う。計画書等はweb情報で相当部分が入手可能であるが雇用創出計画が国に高評価された自治体等にはヒアリング調査により雇用創出理論モデル構築のための情報補充を試みる。雇用実現ないし雇用実態把握のデータ収集等も必要になる。雇用創出数、応募数、就業実績数が減少する次代労働力動向へ対応する事業プランについて、初年度に分析整理と仮説提案、モデル修正を進める。並行して諸外国の雇用創出プログラムの資料収集および分析を進める。例に挙げるとイギリス「エンプロイメントゾーン」事業(労働政策研究・研修機構編著「イギリス:雇用政策と地域の再生」『Business labor trend』(2007年2月)等)は開始から10年が経過し、昨年独自に行った準備調査では行政事業から民間ビジネス事業へのシフトが見られる。ロンドン市内近郊のコネクションサービスは、やはり同時期の準備調査によると若者コミュニティ形成支援にシフトした。こうした外国事業の情報収集を各国にまたがって進め、クラスター/群モデル例として上記モデルに接合し、マッププロットを進める。

研究の最終段階では、4つの法モデルの交接による就業支援実現の法理と技術の基本原則の考察を進める。確保労働力の活用と開発雇用管理の合理化モデルを意識して、自治体の雇用創出安定事業等の雇用助成金給付や職業能力開発メニュー等に着目し、既存労働力の転換や再活用の事業実態から得られる技術と法理の考察を進める。使用者や事業担当者向けの雇用事業法教育や契約規範リスト等も想定し、モデル精緻化あるいは汎用化とマッピング作業を補充する。

(2) 具体的調査による考察とフィードバック：マップイメージによる事業技術共有

上記(1)の理論的検討作業は、雇用創出、就業支援、職業能力開発の事業実施法や実践を同時に対象とするのが肝要である。実証的知見を得るべく雇用実現地域とされる先端現場の具体的実像を取材する。自治体の産業雇用創出セクションの協力を通じて、事業具体化過程における職業能力技術開発プログラムや民間事業者の就業、転職支援セミナー等をサンプリングし、支援現場のヒアリング調査を通じて雇用充足との具体的関連実態を分析する。「職業訓練および就業支援は求人情勢/減少求職者と非親和的である」、「求人数が少なくなれば就業支援事業の途絶と悪循環がある」等の仮説検証として、参入援助労働力の移動・分配の各モデルに沿った行政、事業者、学校等の事業構築実態を探り、上記モデル修正とマップ化のフィードバック材料とする。

上記産業雇用創出セクションへの準備調査としては、盛岡市等の地域雇用創出プログラムの過去事業あるいは現在事業である「非正規雇用の賃金底上げ保障、雇用期間終了時点における就業能力認証、期間雇用創出使用者への雇用プログラムコンサル支援等」の各事業内容の中間あるいは最終検証等を進めており、同種事業を展開する/した自治体とも取材や参画の内諾を得ている(盛岡、花巻、北上地域には、トヨタ自動車東北工場が進出して以降、地域人材の育成および参入支援が行われているのである)。さらに渡航による各国の就業支援事業の情報交換とフィードバックにもチャレンジし、上記のマップイメージによる提案と共有を有効化する。

4. 研究成果

(1) 静的リニアイメージ&動的クラスタイメージ(マッピングイメージ)

日本型雇用システムモデルを前提とした正社員の処遇(採用、長期雇用と待遇改善あるいは見直し、退職)を直線的/リニアイメージにしたのが図1である。このモデルにおいて就業支援事業は、端的に学卒者シュウカツ、転職者マッチング、そして補足的事業として一時離職者求職者のリワークサポート、あるいはセカンドキャリア開拓サポートといった具合であろう。このリニアイメージに就業支援は、局材的かつ外部ビジネスとしてイメージされ、それらを統制する労働市

場法制の要請も弱い。そして強い旧来の雇用法理、労働法理論基盤が原則マッチする。そして、このリニアイメージに照射された労働者像すなわち日本企業の正社員処遇は、労働力減少時代に沿って実数も中途プロセスも縮小してゆくものと考えられる。

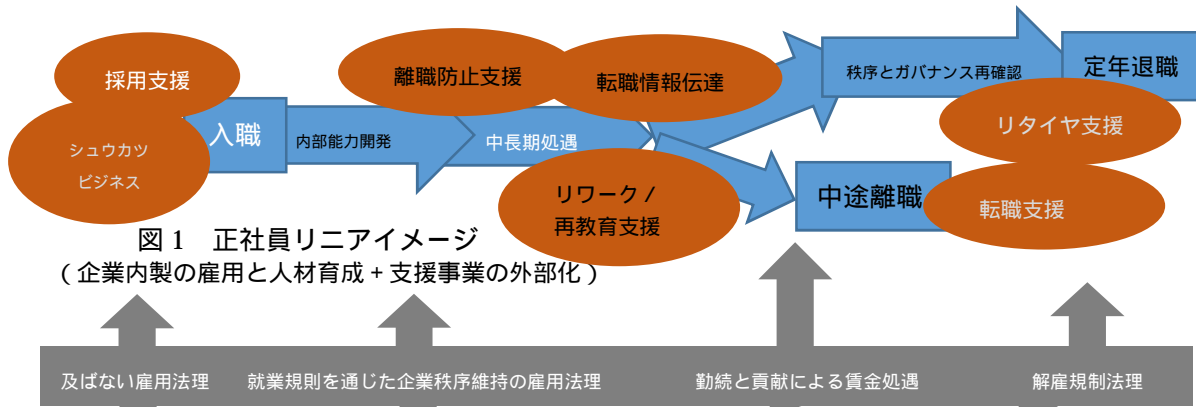


図1 正社員リニアイメージ
(企業内製の雇用と人材育成+支援事業の外部化)

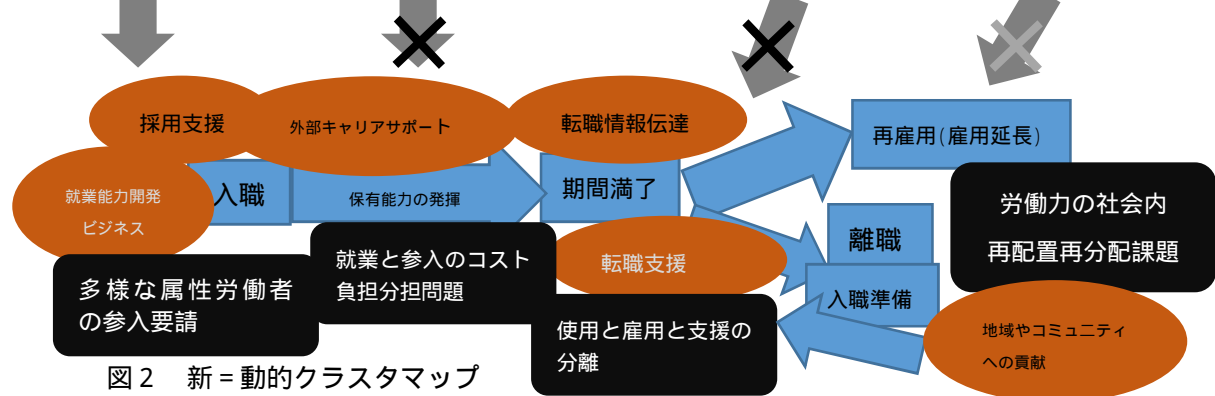


図2 新=動的クラスタマップ

新しい雇用法理、あるいは支援法理(労働市場法/雇用対策法制の根幹)

外部支援事業のプレゼンスとニーズの高まり 対応する市場法/雇用対策法制の整備へ向けて 企業から別属性へのシフト

他方、いわゆる非正規雇用、あるいは企業の中核にコミットしない正社員らの雇用モデルは図2に示したマップで表現され、かつその各イベントに対応する就業支援事業が想定される。また、このクラスタイベントと親和する雇用法理は、外部からのキャリア支援、労働者自立(非企業従属的地位)、外部労働能力開発、そして能力成果給的な短期賃金処遇になることが予想される。また、諸外国の先行事情を加味すれば、日本型雇用における配転あるいは職務不特定契約は退潮し、地域限定あるいは職種限定的労働契約が普及すると予想できる(すなわち図1に指摘したリニアイメージに対応する雇用法理がそのまま転用できるとは限らない。)

さらにその外縁には、非雇用型就労就業や、就業教育や多様化複線のキャリア開発など期待される場所であるが、潜在的求職者をすべて労働力化する外部装置は期待できず、上記の正社員とおなじく労働力は減少が予想される。

(2) 発見と提言 地域親和教育? あるいは動的 労働力の移動と分配 クラスタのゆくえ

上記マップあるいはイメージ図は概略であり、今後微調整ののち論稿として公表予定であるが、就業支援事業の課題は雇用使用そして支援の分離であり、入口出口での労働者フレンドリー政策となろう。そのための就業支援事業法理の当事者/ステークホルダーは4者関係を想定するものとなり、これらを統合し権利義務を提示するのが新時代に要請される事業法=労働法モデルとなる。出口義務付けは労働者の職業選択自由となお調整が必要なモデルであり、達成率インセンティブや未達ペナルティ等の技術も想定されよう。

5 付記

Covid-19の世界的蔓延および感染症流行を原因として、研究期間中の国内外渡航がすべて禁止制約され、当初の研究計画は大幅に変更修正を余儀なくされ、かつ計上予算の効果的活用も果たせなくなった。そのため、就業支援法制のマップ化事業も未完成部分は否めないが、他方で 小さなクラスタ すなわち国内諸地域における作業療法とか半旅行半就業プロモーションとかを例にした新しい就業支援の取組みを拾い考察に加えて、研究の全体的補正を図った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 板倉圭吾 = 紺屋博昭	4. 巻 144
2. 論文標題 副業兼業の推進法政策と税制：源泉徴収の行方、あるいはマイナンバー制度下の所得税制度と確定申告のわかりやすい理解について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 202 230
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 一條（高田未登里） = 名波彰子 = 紺屋博昭	4. 巻 41
2. 論文標題 職場の信頼と助けて成り立つ常用型テレワーク：離職回避の雇用型在宅勤務ケーススタディ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 修道法学	6. 最初と最後の頁 491 517
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 紺屋 博昭	4. 巻 13)
2. 論文標題 回顧と展望 働き方改革における労働時間規制：労働時間の上限規制と高度プロフェッショナル制度を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 239 247
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 紺屋 博昭	4. 巻 584
2. 論文標題 副業・兼業推進と労働法の課題：あるいは新たな法領域における規制見通し	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働調査	6. 最初と最後の頁 10 14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 紺屋 博昭	4. 巻 93 (5)
2. 論文標題 有期勤続雇用の郵便配達員らの手当処遇等格差と最高裁による労働契約法旧20条の判断枠組みのゆくえ : 日本郵便(大阪)事件[第1小法廷令和2.10.15判決]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 142 145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 紺屋 博昭	4. 巻 1544
2. 論文標題 地方公務員がコンビニ店員に対して行ったセクハラ行為を理由とする停職処分の適法性－A市事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊令和元年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 212 213
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 紺屋 博昭	4. 巻 1243
2. 論文標題 遊筆 : 労働問題に寄せて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働判例	6. 最初と最後の頁 2 2
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 紺屋博昭	4. 巻 257
2. 論文標題 違法争議と損害賠償 書泉事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト 労働判例百選第10版	6. 最初と最後の頁 198 199
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 紺屋博昭
2. 発表標題 「御礼奉公契約総論 貸金特約付き労働契約の当否」
3. 学会等名 日本法社会学会全国大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 馬場民生 = 紺屋博昭 = 川口俊一 = 飯考行ほか
2. 発表標題 地方における看護師『御礼奉公』労働慣行の実態と法的対応
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

基調講演：紺屋博昭「障害者の準備？雇用が訓練か」INS（いわてネットワークシステム）雇用研究会『「少し先の障がい者雇用」を考える』2022/1/22（土）コラボMIU（岩手大学内）
--

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------